

意見書案第3号

ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善を求める意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の定数改善が不可欠である。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準は2028年度までに35人に引き下げられる。今後においても、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現は必要である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられているが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において以下の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 学級編成標準の引き下げ等さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員の定数改善を推進すること。
- 3 特別支援学級の児童・生徒を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿